

地域職員制度／転勤は？職種は？待遇は？

厚生連労組の質問と会の回答

地域職員制度に関する厚生連労組の質問への会の回答は次のとおりでした。(Qは厚生連労組の質問・Aは会の回答)。

今回の会の回答では①政府がいう「地域限定正社員(解雇自由)」と重なる部分がありますし、②転勤ができない場合は地域職員に移行することもあり得ます。③また、定時職員は希望すれば全員が地域職員へ移行できると言っていた管理者もいましたが、実際にはそうではありません。④会のいう地域職員制度は適用職種についても、当初は介護職員就業規程を適用している職種としていましたが、労務技術職や事務員も適用職種とし、職種が拡大しています。

今後、厚生連労組の会議で話し合いをしていきますので、意見や疑問は厚生連労組役員にお寄せください。



Q 1. 現在、地域職員制度を導入する理由・必要性は何か。

A) 現在の「介護職員就業規程」が適用される職種に対する待遇の改善を図ることを主眼としています。併せて、貴組合から疑義が出されている対象職種の範囲、正職員との処遇の違い(例えば、転勤がないこと等)を明確にしたいと考えています。地域に根ざした病院を経営するために、優秀な人材の確保・定着をめざす地域限定の職員を採用・育成するための雇用制度の確立をめざしたいと考えています。



Q 2. 現行の職種の中で地域職員制度の対象職種は何か。

A) 介護福祉士・介護員・看護補助員・医師事務作業補助員・事務員・ボイラー技士・電気技術員・調理師・調理助手・補助員・労務員としております。今後他の職種からも要望があれば検討の余地があります。



Q 3. 現在の職務職階基準は地域職員制度でも同様に行われるのか。

A) 「職務運用基準」は別に定める給料表で統一します。

Q 4. 地域職員採用は新制度発足後の採用者からの取り扱いとなるのか。

A) 現行の介護職員就業規程で雇用されている方全員と制度発足後の採用者となります。

職員と介護職員の待遇格差はどうなるの？

Q5. これまで職員として採用すべきであったのに介護職員として採用している147名について、地域職員制度導入時点で、本来の職員規程の適用その他それに準ずるような是正がなされるのか。

A) 「これまで職員として採用すべきであったのに介護職員として採用している」従業員は存在しません。会は、介護職員就業規程制定当時の労使協議、交渉に基づいた制度運用を行っています。



Q6. 職員と介護職員の待遇格差がある部分について、地域職員制度導入で是正されるのか。

①退職金制度 ②傷病・欠勤 ③忌引き ④有給休暇 等

A) 会の考えはすでに示したとおりです。更なる待遇改善については、今後の労使交渉を踏まえ検討したいと考えます。

Q7. 地域職員については、希望転勤以外は通勤範囲内の転勤（30km）としているが、転勤があるのであれば職員との差がないと思われるが、待遇職員と同等ではないのか。

A) そのような疑義を解消するために、指摘の条項については削除を含め協議・検討したいと考えております。

病院縮小の場合の雇用は？



転勤できないと地域職員になるの？

Q8. 仮に病院の機能転換などで職場が縮小した場合、地域職員の雇用は確保されるのか。

A) 従業員区分に関わらず雇用確保については最大限努力いたします。

Q9. 職員が転勤を命じられ、これに応じられない場合、地域職員に変更されるのか。

A) 正職員には業務上の必要性に基づき転勤発令せざるを得ませんので、正当な理由なく転勤に応じられないという正職員については、その時々個別的に相談に応じていきます。

Q10. 年齢のため職員採用とならない場合は地域職員での採用となるのか。

A) 「職員」以外の従業員区分での採用となりますが、どの従業員区分で採用するかはその時々諸藩の事情を総合的に判断して決めることとなります。

Q11. 現在示されている案では1等級(主任相当)部分の表がないのは何故か。

A) 現在、1等級の運用実績がなく、また新しい給与体系で賃金を引き上げたためです。

地域職員給料表の本俸は？

Q12. 職員は毎年本俸、調整手当が引きあがっていくのに、地域職員制度で調整手当は引きあがるが本俸が逆に引き下がっていくのは何故か。

A) 介護職員就業規程の給与体系では基本給(本俸+調整手当)合計は経年する毎に昇給しますが、その中において調整手当は経年する毎に減額される給料表構成となっています。地域職員制度では従前同様に基本給(本俸+調整手当)合計は当然に経年する毎に昇給します。改訂案の給料表は基本給合計での改善構成となっています。実施手法は「職員」給料表同様に本俸、調整手当が経年する毎に昇給する給料表構成としました。あくまで基本給合計による改善となります。本俸、調整手当をそれぞれ区分して現行比較することによる改善評価を予定していません。



Q13. 介護職員は福祉業務の専門職である。現在の介護職員の名称・規程は残らないのか。介護職員と地域職員の区分けが明確にならないのか。

A) 今現在、専門職限定の規程はありませんので地域職員の枠組みの中で考えております。

Q14. 介護福祉士資格取得後、6カ月の昇給短縮する現規程は維持されるのか。

A) 地域職員制度での賃金引上げで昇給短縮分は保障されますので短縮措置は維持しません。

定時職員は地域職員になるの？

Q15. 地域職員制度導入で定時職員制度はなくなるのか。

A) 定時職員制度を廃止する考えはありません。

Q16. 現在の定時職員は希望すれば全員地域職員となれるのか。

A) 従業員区分を地域職員へ変更し採用する場合は、原則事業計画内での配置とし、規程に定める採用選考試験を実施した上で決定します。

Q17. 現在の嘱託・臨時職員は希望すれば全員地域職員となれるのか。

A) Q16と同回答。

